

## 岡山県福祉サービス第三者評価実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、岡山県福祉サービス第三者評価の方法及び手続等を定めることにより、第三者評価事業の適切な実施を図ることを目的とする。

### (対象サービス)

第2条 岡山県福祉サービス第三者評価の対象となる福祉サービスは、次のとおりとする。

- (1) 障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）
- (2) 障害者支援施設
- (3) 障害児入所施設（福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援）
- (4) 障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）
- (5) 特別養護老人ホーム
- (6) 養護老人ホーム
- (7) 軽費老人ホーム
- (8) 老人短期入所事業（短期入所生活介護）
- (9) 老人居宅介護等事業（訪問介護）
- (10) 老人デイサービス事業（通所介護）
- (11) 児童養護施設
- (12) 保育所
- (13) 母子生活支援施設
- (14) 乳児院
- (15) 児童心理治療施設
- (16) 児童自立支援施設
- (17) 救護施設
- (18) 放課後児童クラブ

### (重要事項の説明及び契約)

第3条 評価機関は、評価を行おうとするときは、事業者に、評価の方法、料金、評価調査者の経歴及び資格、評価結果の取扱い等の重要事項を説明した上で、事業者との間に文書により契約を締結するものとする。

- 2 前項の契約書には、評価結果を岡山県（以下「県」という。）に報告すること、評価機関及び県が評価結果を公表すること、並びに事業者が評価結果の全部又は一部の公表を望まない場合はその旨を評価機関及び県が公表することについて、それぞれ事業者が承諾する旨を定めておかなければならない。

(関係者への説明)

第4条 事業者及び評価機関は、評価の実施に先立ち、サービス評価の趣旨、目的及び具体的な実施方法について、職員及び利用者にも周知を図り、円滑な評価が実施できるよう配慮するものとする。

(評価基準)

第5条 評価機関は、別に定める県の評価基準により評価を実施する。ただし、評価機関は、事業者と協議の上、独自の評価項目を加えて評価を行うことができる。

(評価の方法)

第6条 評価は、書面調査、実地調査及び利用者調査結果に基づき行う。

- (1) 書面調査は、事業者による自主評価、当該事業者の組織及び事業の概要を示す書類等に基づき行う。
- (2) 実地調査は、書面調査及び次号に規定する利用者調査の集計・分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って、運営やサービスの実施状況を把握、検証する方法により行う。
- (3) 利用者調査は、当該事業者のサービスに関する利用者の意向や満足度について、アンケート、聞き取り調査等、利用者の意向を反映できる適切な方法により行う。なお、利用者調査の具体的な実施内容等については、別に定める要項による。

(評価の決定等)

- 第7条 1件の評価業務は、岡山県福祉サービス第三者評価機関認証要件（以下「認証要件」という。）1(3)エに定めるとおり、アa及びbに定める評価調査者2名以上が合同して実施し、当該業務については同一の評価調査者が一貫して実施する。
- 2 評価結果は、前項の調査結果に基づき、当該評価調査に携わったすべての評価調査者の合議によりとりまとめる。
  - 3 認証要件2(4)に該当する評価機関にあっては、第三者からなる委員会の承認を得て評価結果を決定する。
  - 4 評価機関は、評価結果をとりまとめたときは、事業者にも報告し、内容を説明するとともに、評価結果の公表について、評価結果の公表に関する同意書（様式第1号）により、事業者の同意を得る。評価結果の全部又は一部の公表の同意が得られなかった場合は、公表を望まなかった旨を公表することにつき事業者にも確認する。

(評価結果の報告)

第8条 評価機関は、第三者評価事業の終了後30日以内に、次の各号に掲げる文書を県に提出する。

- (1) 福祉サービス第三者評価結果報告書（様式第2号）
  - (2) 評価結果の公表に関する同意書（様式第1号）の写し
- 2 評価機関が、独自の項目を加えて評価を行ったときは、前項第1号の様式に必要な応じて追加して報告する。

3 県は、前2項の規定により収受した文書は、福祉サービス第三者評価事業の推進の目的にのみ使用するものとし、他の目的には使用しない。

(評価結果の公表)

第9条 県及び評価機関は、事業所の同意が得られた評価結果を、別に定める岡山県福祉サービス第三者評価公表要領に基づき公表する。

(受審証明書の交付)

第10条 県は、評価機関が第6条の規定により評価を決定し、事業者がすべての評価結果の公表に同意したときは、岡山県福祉サービス第三者評価受審証明書(様式第3号)を事業者に交付する。ただし、当該事業者が社会福祉法等関係法令に基づく行政処分を受けた場合又は社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査において、文書による指導を受けたにもかかわらず改善未了の場合は交付しないことができる。

附則

1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。